

社会的課題に対応するための学校給食の活用事業委託要項

平成28年3月2日
初等中等教育局長決定
平成29年3月17日一部改正

1 趣 旨

食品ロスの削減、地産地消の推進及び食文化の継承といった我が国の食をめぐる諸課題や学校給食費会計業務における教職員の負担軽減に取り組むため、学校給食を提供する仕組みを効果的かつ効率的に運用することが必要である。

このため、本事業では、食品の生産・加工・流通等の関係者（以下「食品関係者」という。）と連携しつつ、学校給食で使用する食品の調達方法や、大量調理を前提とした調理方法及び調理技術を新たに開発したり、学校給食費の徴収管理業務の在り方を見直すなど、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築する。

2 委託事業の内容

(1) 研究開発テーマ

我が国の食をめぐる諸課題に関連する以下の研究開発テーマの中から二つを選択し（「④会計業務の負担軽減」を選択する場合には、④のみを選択することができることとする。）、先進事例の効果検証や新規事業モデルの研究開発の観点から、学校給食の実施における業務手順等を検討するとともに、取組の効果を検証する。

① 食品ロスの削減

学校給食を活用して、食品の生産・加工・流通等の各段階で発生する食品ロスの削減に貢献することができる体制の構築を目指す。

② 地産地消の推進

学校給食において地場産物が一層活用されるよう、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等を開発する。

③ 伝統的食文化の継承

学校給食において伝統的食文化に根ざした献立の提供を促進するため、給食調理員の技能向上を図りつつ、給食調理場における調理方法・技術を開発する。

④ 会計業務の負担軽減

学校給食費の会計業務に係る学校教職員の負担を軽減するため、地方自治体の会計規程の整備や業務分担の見直しなど、学校給食費会計業務のあり方を検討する実証研究を実施する。

(2) 関係機関との連携

農林水産省、環境省及び地方公共団体の農林水産部局・環境部局等の関係機関が実施する事業や補助金等を活用することなど、関係機関との連携体制の構築を図ること。
なお、他の補助金等と本事業で支出する内容が重複しないよう留意すること。

(3) 事業報告書の作成

本事業の成果を他の地域において活用することができるよう、受託者は、実施の前提となる条件、導入の手順及び留意事項等を整理した事業報告書を作成する。

(4) 実施上の留意点

事業を実施するに当たっては、委託事業終了後も継続することができる方法を検討するとともに、他の地域で実施されている先進事例の効果検証をする場合であっても、既存の手法を模倣するだけでなく、新たな観点を加味することに留意する。

3 事業の委託先

本事業の委託先は、国立大学法人、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、学校法人並びに構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社とする。

4 委託事業の実施方法

(1) 推進委員会の設置

ア 本事業の受託者は、事業の円滑な実施を図るため「推進委員会」を設置する（ただし、研究開発テーマ「④会計業務の負担軽減」を実施する場合は、必要に応じて設置するものとする。）

イ 推進委員会は、本事業において検討する業務手順等の内容に応じ、学識経験者、都道府県等の関係部局の担当者、都道府県・市町村教育委員会の職員、学校関係者、給食調理場の職員、食品関係者及び保護者等の関係者で構成するものとする。

ウ 事業を実施するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 事業説明会の開催等を通じて、本事業の対象となる地域の教育委員会や給食調理場（以下「実施機関」という。）などの関係者にあらかじめ取組内容を十分に周知するとともに、事業の成果を地域内及び都道府県内の他の地域に広く周知すること。
- ② 事業目標及び成果の明確化を図るため、事業開始時及び事業終了時に成果指標の確認を行い、事業目標の達成度、課題、改善方法等について評価・分析を行うこと。事業目標及び成果は、可能な限り数値目標等の客観的な指標で表現すること。
- ③ 文部科学省又は文部科学省が委託する者による成果を検証するための調査等に協力すること。

(2) 実施機関等の選定

受託者は、新たな業務手順の効果検証や先進事例の再現実施等を行うに当たり、地域の食品関係者や関係機関・団体等の協力が得られるよう留意して実施機関等を選定すること。

(3) 事業評価会等の参加

受託者は、事業の進捗状況を取りまとめた中間報告書を作成し、別途指示する期日までに提出すること。また、文部科学省が開催する中間報告会及び事業評価会等において実践発表を行うこと。

(4) 成果報告書の作成

受託者は、本事業において取り組んだ内容（研究開発テーマ、推進委員会での検討内容、実施方法等）及びその成果、他の地域で同様の取組を導入する場合の作業手順や留意事項等を取りまとめた事業報告書を作成すること。

5 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から当該年度の2月末日までとする。

6 委託手続

- (1) 事業の委託を受けようとするときは、企画提案書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記(1)の企画提案書等の内容を審査し、適切であると認めた場合に、必要に応じて選定委員会に諮った上で契約予定者を決定する。
- (3) 上記(2)で契約予定者として決定された者は、選定委員会の指摘事項等を踏まえて、事業計画書(別紙様式1)を作成の上、必要書類を添付し、文部科学省に提出すること。
- (4) 文部科学省は、上記(3)の事業計画書等の内容を基に契約条件を調整した上で契約予定者と委託契約を締結する。契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するので、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。
また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、本事業の委託を受けた者が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部の返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再々委託することはできないものとする。

9 事業完了(廃止等)の報告等

- (1) 本事業の委託を受けた者は、本事業が完了したとき、廃止又は中止(以下「廃止等」という。)の承認を受けたときは、委託事業完了(廃止等)報告書(別紙様式2)及び支出を証する書類の写を文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 本事業の委託を受けた者は、事業終了後、その成果を取りまとめた事業報告書を作成し、別途指示する期日までに提出すること。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9(1)の委託事業完了(廃止等)報告書を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11 その他

- (1) 文部科学省は、受託者による本事業の実施がこの要項に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たって、本事業の委託を受けた者の求めに応じ

て指導・助言を行うとともに、必要に応じて業務の実施に資する情報提供を行うなど、その効果的な運営を図るため協力する。

- (3) 文部科学省は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経理処理状況に関する実態調査を行うことができる。
- (4) 本事業の委託を受けた者は、委託業務の遂行によって知り得た事項について、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施において必要な事項は、文部科学省が別に定める。